

## はじめに

人権は、すべての人が生まれながらにもっている権利であり、私たちが明るく住みよい社会を築き上げていくうえで大切なものです。

本市は、平成19（2007）年、すべての人権施策の基本となる考え方や方向性を示す「鳥取市人権施策基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

その後、平成23（2011）年の「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」の施行に伴い、平成25（2013）年4月に第1次の改訂を行い、人権問題の解消に向けてさまざまな事業を展開してきました。

しかしながら、私たちの社会には、依然としてたくさんの人権問題が存在しています。さらには、情報技術の進展など社会情勢が変化する中で、新たな人権課題が生じるなど、人権問題は複雑化、多様化してきています。

平成28（2016）年、市内全域の15歳以上の市民5,000人を対象に行った「同和（部落）問題等人権問題に関する意識調査」（以下「市民意識調査」という。）でも、人権に関わるさまざまな課題が提起されました。

また、同年は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ（用語の解説 参照）解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」の施行、さらには「ストーカー（用語の解説 参照）行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という）の改正など、差別問題や人権課題の解消に向けた法整備が大きく前進した年でもありました。

こうした人権を取り巻く状況の変化を踏まえたうえで、この度「基本方針」の第2次の改訂を行いました。

今後は、この「基本方針」を基に、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、差別や偏見、人権侵害のない社会の実現をめざし、より一層総合的で計画的な人権施策の推進に努めてまいります。